



鳥取県公報

平成12年10月31日(火)
第7228号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)	1
	種畜証明書の交付 (畜産課)	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (4件) (森林保全課)	2
	公共測量の実施 (管理課)	3
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市計画課)	4
	流通業務団地造成事業に係る事業地の工事の完了 (")	4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	6

告 示

鳥取県告示第601号

鳥取県税条例 (昭和29年鳥取県条例第26号) 第139条の3 第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 ジョモネット山陰 代表取締役 井上賢明	米子市昭和町38 - 1	平成12年10月 1 日

鳥取県告示第602号

家畜改良増植法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平12 鳥取県臨 第3号	茂森	黒毛和種	平成11年 8月19日	西伯郡 淀江町	智頭平茂	もりきく6	1 級	東伯郡赤碓町大字松谷606 鳥取県畜産試験場

鳥取県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、郡家土地改良区の定款の変更を平成12年10月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第604号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字安蔵字荒田平1214の3（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第605号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町飯戸字大野1521の92・1525の21・1525の23・1525の25・1525の54・1525の66・1525の67・1525の168から1525の172まで（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第606号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字助沢字ヌク湯大塔482の5・大字下蚊屋字大塔口1の5・2の7・字箸建5の20・5の25（以上5筆国有林）、字箸建5の23

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字下坂尻38の10・字蔭ノ平ラ89の3（以上2筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

鳥取県告示第607号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町鉾戸字大野1521の7・1521の92・1525の67（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

火災の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（画地出来形確認測量原図作成）
- 2 作業期間 平成12年10月20日から平成13年3月30日まで
- 3 作業地域 米子市両三柳及び西福原地内

鳥取県告示第609号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、鳥取市桂木津ノ井土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
稲 堀 勇	鳥取市桂木151
稲 堀 頼 夫	鳥取市桂木41
奥 田 源 司	鳥取市桂木104
奥 田 つや子	鳥取市桂木137
奥 田 文 男	鳥取市桂木295
田 中 緑	鳥取市桂木169
福 田 幸 治	鳥取市津ノ井221
森 本 和 夫	鳥取市湖山町北一丁目615
山 下 幸 人	鳥取市桂木38
山 田 彰	鳥取市桂木158
山 根 秀 壽	八頭郡河原町大字渡一木264 - 1
横 尾 和 秋	鳥取市桂木184

鳥取県告示第610号

次の流通業務団地造成事業に係る事業地の工事が完了したので、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第30条第2項の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業の名称
米子流通業務団地造成事業（第4工区）
- 2 事業地
米子市流通町の一部
- 3 施行者の名称
米子市
- 4 工事完了年月日
平成12年10月2日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年10月31日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成12年12月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に居 住する者
		平成12年12月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道482号道路災害復旧工事 (11年災148号)

(2) 工事場所 東伯郡三朝町大字福本

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、一般国道482号における平成11年災道路災害復旧工事を実施するものである。

(4) 工事の規模・構造等

道路災害復旧工事

法 面 工

施 工 延 長 : 35.5m

鋼繊維吹付モルタル : 1,104m²

鉄 筋 挿 入 工 : 652本

(5) 工 期 平成12年12月から平成13年3月25日まで

(6) 予定価格 105,198,450円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) を提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

ウ 県外に本店を有する者にあつては、とび・土工工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けているとともに、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果におけるとび・土工・コンクリート工事の総合評点が970点以上であること。

エ 県内に本店を有する者にあつては、とび・土工工事業について建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けているとともに、入札参加資格告示に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

オ 平成12年10月31日（火）から同年11月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成12年4月1日（土）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

キ 本件工事の現地での施工期間においては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ）監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（3）共同企業体の代表者の資格

ア 平成3年度以降に、法面処理工事の鉄筋挿入工に係る工事（以下「同種工事」という。）を発注者から直接受注して、下請業者の施工によらずに自ら施工した実績（共同企業体による実績にあつては、代表者として施工したものに限る。）があること。

イ 平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者を主任技術者又は監理技術者として配置できること。

（4）共同企業体の代表者以外の者の資格

平成3年度以降に、法面処理工事の法面吹付け工を発注者から直接受注して、下請業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年10月31日（火）から同年11月10日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

（2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。

（2）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。